

鳥取県男女共同参画推進に係る 目標達成企業等支援補助金

男女共同参画推進に係る目標項目を今年度新たに達成した企業等に対し、福利厚生等に係る経費を支援します。

<申請手続きの流れ(裏面参照)>

- ①目標達成実施計画書(実施要領・様式第1号)を鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課までご提出ください。
- ②その後、目標項目を2つ以上達成された場合、補助事業を実施する20日前までに交付申請を行ってください。
(申請期限:補助事業実施年度の2月末日まで ※予算がなくなり次第終了します。)



補助事業

企業等の従業員の健康、自己啓発、レクリエーションなど福利厚生に資する事業
※ただし、同一団体等による本事業の実施は、1回限りとする。

【事業例】

- ・健康機器購入、健康診断費用、スポーツジム利用料等
- ・社員等の自己啓発の推進(資格取得、アンコンシャス・バイアスのセミナー開催等)
- ・レクリエーション(施設割引、社内旅行等)など働きやすさに係る福利厚生費用 等

事業実施 主体

キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱により、「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録を行い、下記の目標項目を新たに2つ以上達成した企業等
※ただし、同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。

目標項目

※2つ以上の達成が必要

- (1)鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受ける。
- (2)鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業に登録される。
- (3)男女間賃金差異及び女性管理職(課長級以上)比率を女性の活躍推進企業データベース等で公表する(従業員数100人以下の企業等に限る)。
- (4)イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰を受ける。
- (5)1月1日から12月31日の期間における職員等の年次有給休暇取得率を70%以上とする(前年同期に70%未到達の場合に限る)。
- (6)男性労働者が、1カ月以上の育児休業を取得する。
- (7)管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合を前年度に比べ、5%以上増加させる(従業員数10人以上の企業等)。
- (8)多様な働き方の制度(短時間正社員制度、フレックス制、在宅勤務等)を導入し、就業規則等に規定する。
- (9)県が指定するアンコンシャス・バイアスに関する研修等を、経営者層1名以上が受講する。
- (10)働きやすさの向上等、男女共同参画推進のモデル事例となりうる取組を実践する(男女協働未来創造本部長が認めるものに限る)。

補助対象 経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費(企業等の運営に係る経常的な経費、人件費等は対象外)

補助率

10/10
(限度額100千円)

お問合せ先

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-22-6698 ✉ kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp



■申請手続きの流れ

※ 本補助金の様式等の掲載ページは表面のQRコードからご確認ください。

